

令和6年度 彦根市リフォーム事業の手引き

市民の皆さんが、市内に本社がある法人または、市内に事業所もしくは住民登録がある個人の施工業者を利用して、住宅の改修などを行う場合に、その経費の一部を助成します。

この制度は、物価高騰に伴う生活者や市内産業への影響を踏まえ、地域経済の活性化、居住環境の向上および市内の住宅における省エネルギー性能の向上を図ることを目的にしています。

事前申込み受付期間

令和6年4月1日(月)から7月31日(水)まで

(200件程度を助成) ※申込者が多数の場合は抽選を行います。

申込み方法：原則、電子申請サービスにより受け付けます。

※代理人による申込みも受け付けます。詳しくは4ページ(裏表紙)または市ホームページをご確認ください。

【注意】支所・出張所・郵送でのお申込みはできません。

対象者

▼交付申請時において次の要件を満たしている方

- ・リフォームする市内の住宅に居住し、その場所に住民登録をしていること。
- ・市税の滞納がないこと。

助成金額

助成対象工事経費の10% (限度額10万円 1,000円未満切捨て)

申請要件

- ・リフォームする住宅(外構工事の場合は、その住宅の敷地を含む。)は、申請者またはその2親等内の親族が所有していること。(神社仏閣や会社所有等、個人所有でないものは対象外。)
- ・リフォームする住宅と敷地の固定資産税に滞納がないこと。
(共有名義の場合、共有名義人に滞納がある場合は対象外。)

対象工事

▼次の要件を全て満たしている工事

- ・「省エネ対策工事」「下水道工事」「外構工事」「防犯対策工事」「住宅の増築、改築、修繕等」のいずれかの工事
- ・市内に本社がある法人が施工する工事
- ・市内に事業所もしくは住民登録がある個人事業者が施工する工事
- ・令和6年4月1日以降に着工し、令和7年3月31日までに完了する工事
- ・助成対象工事の経費が20万円以上(消費税を含む)の工事

○対象となる工事

①省エネ対策工事

- ・太陽熱高度利用設備の設置（太陽熱温水器、太陽光パネル等）
- ・高効率給湯器の設置（エコキュート、エコジョーズ等）
- ・家庭用電気蓄電池、家庭用電気自動車充電器の設置
- ・断熱改修（ペアガラス、二重窓、高反射率塗装等）

②住宅の増築・改築・修繕等の工事

- ・台所、風呂、洗面所、トイレの改修
- ・玄関、廊下、階段、部屋の改修
- ・壁、床、天井等の内装工事
- ・畳の取り換え、建具の交換（窓やサッシ等含む）
- ・設備工事（給排水設備、電気、ガス、換気扇等）
- ・配線工事（電話・インターネット等）
- ・外装工事（屋根、外壁塗装、防水加工、雨樋交換等）
- ・ハウスクリーニング、シロアリ駆除（改修工事を伴うもの）

③外構工事

- ・庭園、門、塀、テラス、井戸、車庫、物置等の設置・改修

④下水道工事

- ・公共下水道への接続、合併処理浄化槽の設置およびそれに伴う排水設備工事、排水管清掃

⇒下水道工事をされる場合、宅内排水設備にかかる申請が必要な場合があります。詳しくは、上下水道業務課(☎22-5458)までお問い合わせください。

⑤防犯対策工事

- ・防犯性の高いドア、サッシ、ガラス等への交換
- ・防犯カメラ、防犯ライト、防犯センサー等の設置（工事費を伴うもの）

×対象とならない工事

- ▼施工費を伴わないもの
- ▼新築工事および新築工事と併せて行う工事
- ▼自己の居住目的でない工事
 - ・賃貸・売却目的で行う工事
 - ・店舗、工場、事務所、別荘等の工事
- ▼購入が主なものであるもの
 - ・家電製品の本体価格（エアコン、暖房機器等）設置代も含む
 - ・厨房製品（レンジ、オーブン、ガスコンロ等）
 - ・家具、OA機器、工事機械、工具等
- ▼重複助成となるもの
 - ・他の助成制度の補助金額
 - ・災害等による保険給付金額
 - ・公共工事の施行に伴う補償金額
- ▼その他
 - ・各種申請にかかる手数料（振込手数料・申請費等）、製品の保証料、保険料等
 - ・個人業者が自らの住宅に対して行った工事
 - ・施工業者を通さず自分で購入した材料費
 - ・改修を伴わない解体工事
 - ・屋外広告物等の設置・更新
 - ・共同住宅の共用部分の工事
 - ・土地の購入のみ

留意事項

- ・令和6年度の申請回数は、同一の住宅、同一の敷地内および同一人に対して、いずれも1回限りとなります。
- ・令和3年度～5年度実施の彦根市地域経済対策リフォーム事業で助成を受けられた方も対象となります。
- ・申請する工事に対して、市や国県等から他に補助等を受ける場合、また、災害補償等の保険給付金を受ける場合は原則として本事業の助成対象としません。ただし、他の補助等の額が明らかな場合は、その補助等の額を差し引いた額が20万円以上(消費税を含む。)であれば、差し引き後の額を本事業の助成対象とします。
- ・マンション等の集合住宅は自己所有(2親等内の親族が所有する場合を含む。)部分のみを、店舗等との併用住宅は居住部分のみを対象とします。
- ・対象となる住宅および土地が共有名義であっても、複数人による申込みはできません。
- ・住民登録のある住宅と同一敷地内にはないものに対しての工事は対象外となります。
(例:小屋を工事する際に、住民登録がある住宅との間に道路や川がある場合や別荘を工事する場合等)

手続きの方法

1. 事前申込み

《受付期間》 令和6年4月1日(月)～7月31日(水)

電子申請サービスからお申込みください。

※代理人による申請も受け付けます。詳しくは4ページ(裏表紙)等をご確認ください。

※電子申請が難しい場合は、窓口での申請も受け付けます。

彦根市役所地域経済振興課(本庁3階30番)までお越しください。

(土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)

【注意】支所・出張所、郵送でのお申込みはできません。



2. 交付申請の案内

《助成候補者決定通知郵送時期》 8月末～9月初め

申込者多数の場合には、抽選により当選者(助成候補者)を決定します。

当選者には『助成候補者決定通知書』、落選者には『落選通知書』を郵送します。

※この時点で、交付が決定するわけではありません。



3. 交付申請

《申請期限》

原則、「工事完了日」から数えて30日以内(最終期限:令和7年3月31日(月)まで)

当選者には『助成金交付申請案内』を送付しますので、原則、電子申請サービスで申請してください。

【注意】支所・出張所、郵送でのご申請はできません。



【必要書類】⇒交付申請時に必要(事前申込み時に添付いただく必要はありません。)

《全員》『助成候補者決定通知書』『交付申請書』『アンケート』+①～④ 《該当者のみ+⑤～⑨》

① 施工証明書

② リフォーム前後の写真⇒「工事前の写真」と「工事後の写真」を見比べて工事の施工を確認します。

※写真で確認できない工事部分は対象外となりますので、必ずお撮りください。

③ 領収書(写し)または金融機関等の振込済証明書(写し)

④ 工事内容内訳書(工事内容と金額の内訳が分かるもの)(写し)

⑤ 固定資産(土地・家屋)課税明細書(写し)(※お持ちの方のみ)

⑥ 「住宅」および「敷地(外構工事を行う方)」の所有者を証する書類(写し)(例:登記事項証明書)

※本市で確認できる場合は、必要ありません。

⑦ 同意書(「申請者」と「住宅および敷地の所有者」が異なる場合)

※所有者が複数にわたる場合は、全員分の同意書が必要となります。

※所有者が故人の場合は、法定相続人様全員分の同意書が必要となります。

⑧ 他の補助金・保険等の申請書類および交付決定通知書(他の補助金等を併用された場合)(写し)

⑨ その他必要な書類

4. 書類審査⇒交付決定 《交付決定通知郵送時期》 交付申請日から数えて約2ヵ月～2ヵ月半後

※助成候補者決定通知書を送付後2ヵ月間は申請が非常に混み合います。順次審査させていただきますが、通常時に比べて大変お時間がかかりますのでご了承ください。審査結果は郵便で通知します。電子申請をされた場合は、メールでもお知らせします。審査状況に関する電話でのお問合せにはお応えできません。

5. 交付請求書類の提出⇒支払い 《交付請求日から数えて約1か月以降》

原則、電子申請サービスで申請してください。

【必要書類】⇒①交付請求書 ②振込先口座の通帳の写し(表紙をめくったページ2ページ分) ③委任状※

※③は、申請者以外の口座に振り込む場合のみ。

簡単！

早い！

便利！

「電子申請」のご案内

★ 申し込む

- ① パソコンもしくはスマートフォン等で、右のQRコード(事前申込み専用)を読み取る。 <事前申込み電子申請 QRコード>
※ 彦根市ホームページからでも、以下のようにアクセスできます。



便利ナビゲーション



※交付申請、辞退届、交付請求の電子申請 QRコードについては、助成候補者用通知に掲載します。

② 利用者登録をしなくても、申し込めます。

- ※ 以前に、利用者登録をされた方は、「既に利用者登録がお済みの方」という欄の、利用者ID・パスワードの入力をしてログインしてください。

★ 申込み内容を修正する

A screenshot of the彦根市電子申請サービス website. At the top, there is a navigation bar with the彦根市 logo and the text '彦根市電子申請サービス'. To the right, there is a 'ログイン' button with a user icon, which is circled in red and has a red arrow pointing to it. Below the navigation bar, there is a breadcrumb trail: '手続き申込' > '申込内容照会' > '職員署名検証'. The '申込内容照会' item is circled in red and has a red arrow pointing to it. Below the breadcrumb trail, there is a '手続き申込' section with a '利用者ログイン' button. Underneath, there are input fields for '手続き名' and '受付時期'. A large blue button says '利用者登録せずに申し込む方はこちら >'. Below that, there is a section for '既に利用者登録がお済みの方' with a '利用者IDを入力してください' input field and a 'パスワードを入力してください' input field. Small text below the ID field says '利用者登録時に使用したメールアドレス、または各手続の担当部署から受領したIDをご入力ください。'

【利用者登録している場合】①ログイン→②申込内容照会→③申込一覧→④詳細→⑤修正する

【利用者登録していない場合】①申込内容照会→②整理番号/パスワードを入力→③申込内容詳細→修正する

【お問合せ】彦根市役所 産業部地域経済振興課（3階 30番）

土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

住所：彦根市元町4番2号 TEL:0749-30-6119 FAX:0749-24-9676